

3. 第三者に対する責任（第三者訴訟）の事例

今回は、実際に起きた事例から、社会的にも大きな話題を呼んだ「大手和食チェーン店における過労死（心機能不全）による損害賠償請求の事案」について考察したいと思います。

【要旨】

大手和食チェーン店の従業員が急性心機能不全により死亡した事案について、従業員の遺族が会社と会社役員を相手に損害賠償請求を提起した事案。裁判所は、会社の安全配慮義務違反による損害賠償責任を認めるとともに、会社の取締役に対して、長時間労働を前提とした勤務体系と給与体系をとり、労働者の生命・健康を損なうことがないような体制を構築することを怠ったとして、会社法429条1項に基づく責任を認めた。その後、第二審、第三審も第一審を支持し、確定した。

【原告】従業員遺族（亡くなった従業員の父母）

【被告】①会社 ②社長、専務取締役（店舗本部長）、取締役（支社長）、取締役管理本部長

【損害額】7166万円

平成22年5月25日 京都地裁

【考察】

本件は、「従業員の死亡と労働との因果関係」、「被告（会社）の責任」、「被告（役員）の責任」について争われたが、裁判所は、会社の安全配慮義務違反と従業員の死亡との間に因果関係があることを認めるとともに、以下の理由により、被告（会社）・被告（役員）の責任についても認める判断をした。

①会社の責任

使用者は、従業員が業務の遂行に伴う疲労や心理的な負荷が過度に蓄積して従業員の心身の健康を損なうことがないよう注意義務を負い、この義務に反した場合には債務不履行とともに不法行為責任を負う。

②役員責任

会社法429条1項は、取締役の重要性に鑑み、職務懈怠により会社が第三者に損害を与えた場合には第三者を保護するという特別規定による責任であり、**取締役は会社に対する善管注意義務として、会社の使用者としての立場から労働者の安全に配慮すべき義務を負い、これを懈怠して労働者に損害を与えた場合には、会社法429条第一項の責任を負う。被告は、労働者の生命、健康を損なうことがないような体制を構築すべき義務を負っていたと考える。**

第429条

1. 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

以上、会社は従業員の心身の健康、安全に対して安全配慮義務を負い、会社役員は、組織内の体制構築について責任を負うとともに、職務懈怠により第三者に対して（従業員を含む）に対して損害を与えた場合には損害賠償者責任を負うことになります。